

事務連絡
令和3年11月8日

各都道府県建設業担当部局長
各都道府県入札契約担当部局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
(契印省略)

都道府県と建設業労働災害防止協会との連携した取組について（情報共有）

平成29年3月に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき、建設業の安全及び健康の確保を推進していただいております。厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、国土交通省とともに、国の取組や都道府県の事例、新たに出てきた課題や関係機関が協力して取り組むべき事項等の情報共有を目的とした「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」を平成29年度に設置し、同会議を開催しています。

しかしながら、昨年度及び今年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面での開催を控えているところであり、都道府県の好事例等について、共有ができてないところです。

厚生労働省では、平素より、関係団体等と安全衛生対策について意見交換等を実施しておりますが、その中で、都道府県と建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）の連携の好事例があったことから、別紙のとおり、情報提供させていただきます。

なお、建災防としても都道府県と協力した安全衛生対策の実施について、都道府県から要望があった場合には、積極的に協力するよう、建災防本部から建災防支部に指示しておりますので、ご関心がある事項がございましたら、各連絡先に照会いただくようお願いいたします。

○問い合わせ先

厚生労働省 労働基準局安全衛生部安全課
建設安全対策室 技術審査官 猿渡
直通：03-3595-3234

建災防が協力できる建設業の安全衛生対策（括弧内は基本計画の該当箇所）

1. 安全衛生教育の推進（第2-3（1）及び第2-5（1））

建災防では、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講じられるよう、中小の建設業者の安全衛生能力の向上に向けた教育等を実施しており、支援が可能である。

具体的には、建設業者間の連携を図ることを目的とした元請に対する統括管理の教育及び下請に対する職長・安全衛生責任者教育、不安全行動の防止を目的とした建設工事従事者に対する教育、メンタルヘルス対策を目的とした職場環境改善実施担当者に対する教育、熱中症予防のための指導員・管理者に対する教育並びに墜落・転落災害の減少を目的としたフルハーネス型墜落制止用器具及び足場の組立等に係る特別教育の支援が可能である。

また、建設事業者に対する説明会、集団指導時において、建災防より、建設業における安全衛生対策一般について説明することも可能である。

連絡先：建災防支部

2. 一人親方等の安全及び健康の確保（第2-3（2））

建災防は、厚生労働省委託事業である「建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業」を受託（※）し、一人親方等を対象とした研修会等を実施している。同研修会については、都道府県が都道府県計画に基づき、研修会を計画し、建災防と連携し、開催することも可能である（複数の都道府県で実績あり）。

また、同事業では一人親方等を使用する事業者や元請等に対して、留意すべき事項をまとめたリーフレットも作成している。同リーフレットについては、別途都道府県に建災防より送付いただく予定である。

※ 令和4年度の受託者については、決まり次第、連絡する。

連絡先：建災防事業部委託事業本部

3. 労働安全マネジメントシステムの普及促進（第2-4（1））

労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際規格（ISO45001）、日本産業規格（JIS Q 45001 及び JIS Q 45100）を踏まえて改正した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年労働省告示第53号、令和元年7月1日最終改正）に準拠し、建災防では、建設工事現場の実態を踏まえた建設業のための労働安全衛生マネジメントシステムである「ニューコスモス」、中小企業向けの「コンパクトコスモス」を建設業独自のマネジメントシステムとして策定し、普及促進を図っている。

建災防では、都道府県等が行う建設事業者に対する説明、集団指導等の機会に、コスモスの制度、効果（導入企業の労働災害は、減少している）等について説明することも可能

である。

また、都道府県、市町村では、コスモス認定取得事業場を入札参加資格審査及び総合評価方式審査において、加点している実績もあり、同様の取組についても労働安全マネジメントシステムの普及促進に繋がると考えているところである。

連絡先：建災防事業部コスモスセンター

参考資料（同封）：パンフレット

「コスモス認定を取得しましょう！」

「中小規模建設事業場向け ニューコスモス コンパクトコスモス」

4. 建設工事現場におけるメンタルヘルス対策（第2-5（2））

建災防では、建設業におけるメンタルヘルス対策と職場環境改善対策として、「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」（下記参照）の実施・普及に取り組んでいる。また、現状を打破する新たな災害防止のツールとして、人が関わる要因（作業負荷、心身の状態、コミュニケーション、レジリエンス能力等）に着目した「新ヒヤリハット報告」を開発するなど、建設工事現場でのメンタルヘルス対策の知見等を有していることから、建設事業者に対する説明会、集団指導時において、建災防より、建設現場でのメンタルヘルス対策等について説明することも可能である。

「健康KY」・・・毎日、作業開始前に職長から作業員に対し、食欲、睡眠、体調の3つの問いかけを行い、健康状態を確認する

「無記名ストレスチェック」・・・現場に従事する労働者全員に対して業務負担等をストレス調査票で確認し、その結果をもとに、よりよい職場環境に改善する対策を検討する

連絡先：建災防技術管理部建設業メンタルヘルス対策室

参考資料（同封）：パンフレット

「建設現場のメンタルヘルスと職場環境改善」

「建災防方式『新ヒヤリハット報告』のすすめ」

5. 地方レベルでの協力体制の構築（第3-4（1））

各都道府県では、建設工事従事者の安全及び健康の確保するため、国土交通省地方整備局、厚生労働省労働局等と連携し、施策の企画立案・調整、広報、合同パトロール等を実施していると勘案するが、建災防としても建設工事従事者の安全及び健康に関する知見を持っていることから、上記取組等に対する協力が可能である。

連絡先：建災防支部

以上